

第1部 県民中心の施策展開

第1章 環境保全に関する施策の推進

第1節 環境行政の動向

第1項 国における環境行政の動向

国は平成5年11月に「環境基本法」を制定し、環境政策の基本理念、社会の各主体の役割、基本的な施策のプログラムを明らかにした。この法律は、従来の公害対策基本法や自然環境保全法が規制的手法をとるのに対し、環境そのものを総合的に捉えて計画的に施策を講じようとするものである。このなかで環境影響評価の推進が規定されたことから、平成9年6月には「環境影響評価法」が制定されることとなった。

また、この環境基本法第15条に基づいた第四次「環境基本計画」を平成24年4月に策定し、今日の環境に関する状況・課題を的確に把握し、長期的な視野に立って、環境行政の方向性を示した。

地球温暖化問題では、平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)において採択された「京都議定書」において、我が国の温室効果ガスの削減目標が「2008年から2012年の間に1990年を基準とした温室効果ガス排出量の6%削減」と定められたことを受けて、平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定された。その後、我が国は平成14年6月には京都議定書を批准し、ロシアの批准により平成17年2月16日に京都議定書が発効した。これを受けて、その目標達成のために必要な措置を定めた「京都議定書目標達成計画」が平成17年4月に定められた。

平成20年は京都議定書の第一約束期間が開始したことから、6%削減の目標達成のため、「京都議定書目標達成計画」を改定するとともに「地球温暖化対策の推進に関する法律」の一部改正が行われた。

さらに、平成21年12月にデンマークのコペンハーゲンで開催されたCOP15において留意することが決定された「コペンハーゲン合意」に基づいて、政府は平成22年1月に「2020年までに90年比で25%削減する」という目標を気候変動枠組条約事務局に提出した。平成22年11月にメキシコのカンクンで開催されたCOP16では、先進国・途上国両方の削減目標・行動の同じ決定へ

の位置づけ、「緑の気候基金」や技術メカニズムの設立等を内容とするカンクン合意が採択された。平成23年11月に南アフリカのダーバンで開催されたCOP17では、京都議定書第二約束期間の設定に向けた合意が成されたが、我が国を含むいくつかの国は第二約束期間には参加しないこととなった。平成24年11月にカタールのドーハで開催されたCOP18では、2013～2020年を第二約束期間として京都議定書が継続されることや、京都議定書に代わる2020年以降の新たな枠組みづくりに向けた作業計画が決定された。平成25年11月にポーランドのワルシャワで開催されたCOP19では、京都議定書第一約束期間の削減実績は8.2%が見込まれ、6%削減目標を達成すること及び2020年の削減目標を2005年比3.8%減とすることが示された。

廃棄物対策としては、循環型社会の形成を推進して廃棄物問題の抜本的解決を目指すために「循環型社会形成推進基本法」が平成12年5月に制定され、関連法令の整備が進んだが、平成15年3月には、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイルの確立や環境保全指向のものづくり・サービスの提供、廃棄物の適正な循環的活用・処分システムの確立を目指す「循環型社会形成推進基本計画」が策定されるなど、その取組は着実に進んでいる。

化学物質対策は、人の健康や生態系に重大な影響を及ぼす可能性のあるダイオキシンや内分泌攪乱化学物質(環境ホルモン)に対して、平成11年7月にダイオキシン類による環境汚染の防止と除去等に関する基準を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」と、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止するための「特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)」が制定された。

また、平成13年6月には、ポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するための「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」と、オゾン層の破壊の原因となるフロンガスの回収破壊を進めるための、「特定製品に係るフ

ロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律（フロン回収破壊法）」が制定されている。

生物多様性の保全では、平成5年12月に発効した生物多様性条約に基づき、平成7年10月、平成14年3月、平成19年11月の三次に亘り、生物多様性国家戦略が決定された。その後、平成20年6月に、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関する「生物多様性基本法」が施行された。平成22年10月には、生物多様性条約第10回締約国会議（COP10）が名古屋市で開催され、「愛知目標」の採択により、2011年以降10年間の国際的な取組目標を定めたことを受け、平成24年9月に愛知目標達成のためのロードマップとなる「生物多様性国家戦略2012-2020」が決定された。

また、平成23年8月に制定された「平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所事故により放出された放射性物質による環境の汚染への対処に関する特別措置法」により、現在、放射性物質の汚染状況の監視が強化されている。

今後、類似の問題に対応することを念頭におき、放射性物質による環境の汚染の防止のための措置について原子力基本法その他の関係法令で定めると規定していた環境基本法第13条が削除された。これを受けて、平成25年6月に制定された「放射性物質による環境の汚染の防止のための関係法律の整備に関する法律」により、大気汚染防止法等から放射性物質における除外規定が削除され、放射性物質による汚染についても、環境汚染として取り扱われることとなった。

第2項 大分県における環境行政の動向

本県の環境保全に関する基本理念や環境保全施策の基本的事項を示すものとして平成11年9月に「大分県環境基本条例」を制定した。

同年3月には環境影響評価の対象となる事業やその手続き等を規定した「大分県環境影響評価条例」を制定し、さらに、大分県公害防止条例を見直し、新しい環境問題に対応する「大分県生活環境の保全等に関する条例」を同年11月に制定して、自然環境及び生活環境の保全に努めてきたところである。

また、平成10年3月に策定した大分県環境基本計画「豊の国エコプラン」の策定から7年余りが経過し、環境を取り巻く情勢が大きく変化したこと、とりわけ「ごみゼロおおいた作戦」の展開等を背景として、平成17年11月に「大分県新環境基本計画～ごみゼロおおいた推進基本プラン～」を策定した。

この計画は、「天然自然が輝く 恵み豊かで美しく快適なおおいた」を目指すべき環境の将来像

とし、県民総参加による「ごみゼロおおいた作戦」を着実に推進するための基本プランとして位置づけている。

また、平成16年4月には、ごみのない美しく快適な大分県づくりを広域的に進めるために「美しく快適な大分県づくり条例」を制定し、平成16年6月には、産業廃棄物の排出抑制や再生利用並びにその適正処理を推進する財源を確保するために、「大分県産業廃棄物税条例」を制定、平成17年7月には、産業廃棄物の適正な処理を推進するため「大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例」を制定した。

さらに、平成18年6月に土砂の埋立て等による土壌の汚染及び水質の汚濁並びに土砂の崩落等による災害を未然に防止するため「大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例」を制定した。

平成25年9月30日現在の本県の環境関連条例については表1-2のとおりである。

表 1-2 県の環境関連条例

条例等の名称	公布年月日	概 要
大分県環境基本条例	平11. 9. 30	環境の保全に関する基本理念、県・市町村・事業者・県民の責務、環境保全施策の基本となる事項を規定
大分県環境影響評価条例	平11. 3. 16	環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業に関する環境影響評価の手続等について規定
大分県生活環境の保全等に関する条例	平11. 12. 24	公害の防止に関する規制に加えて、化学物質や廃棄物の適正処理などの事業活動や日常生活における環境への負荷の低減のための措置等について規定
美しく快適な大分県づくり条例	平16. 3. 31	ごみのない美しく快適な大分県づくりを県民総参加のもと広域的に推進するため、ごみのポイ捨てやピンクちらし掲示等の行為を禁止すること等について規定
大分県エコエネルギー導入促進条例	平15. 3. 20	太陽光、風力等のエコエネルギーの導入促進について、各主体の責務等を明確にするとともに、施策の基本的事項について規定
大分県産業廃棄物税条例	平16. 6. 25	産業廃棄物の排出抑制や再生利用等の取組を誘導するとともに、産業廃棄物の適正処理推進のための税の仕組み等について規定
大分県産業廃棄物の適正な処理に関する条例	平17. 7. 11	産業廃棄物処理施設の設置及び県外産業廃棄物の搬入に係る事前手続等を規定
大分県土砂等のたい積行為の規制に関する条例	平18. 7. 7	土砂等に関する安全基準等を設定し、不適切なたい積行為の禁止、特定事業に関する規制について規定
水質汚濁防止法第3条第3項の規定に基づく排水基準を定める条例	昭47. 12. 25	瀬戸内法適用区域内の事業所（排水量50%/日）に適用規制項目はCOD、SS、n・ヘキササン抽出物質
大分県公害紛争処理条例	昭45. 9. 29	大分県公害審査会の設置、手続費用等公害紛争の処理について規定
大分県公害被害救済措置条例	昭48. 12. 25	原因不明の公害被害の救済について規定大気汚染による健康被害、水質汚濁による漁業被害
大分県立自然公園条例	昭32. 12. 27	すぐれた風致景観の保護と利用を図ることを目的として、自然公園の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、公園事業等について規定
大分県自然環境保全条例	昭47. 10. 13	すぐれた自然環境の保全を図ることを目的として、自然環境保全地域の指定、区域内における工作物の設置等の行為の規制、保全計画等について規定
大分県自然海浜保全地区条例	昭55. 10. 1	瀬戸内海区域の海水浴などの公衆の利用に供されている自然海浜の保全と利用を図ることを目的として、自然海浜保全地区の指定、地区内の行為の届出、勧告等について規定
大分県希少野生動植物の保護に関する条例	平18. 3. 30	希少野生動植物の保護の推進を目的として、希少野生動植物の指定、生息地の保護に関する規制等について規定
大分県環境緑化条例	昭48. 4. 16	緑地の保全と回復を図ることを目的として、緑化基本計画の策定、緑化地域の指定、緑化のための施策等について規定
大分県沿道の景観保全等に関する条例	昭63. 3. 30	県道等の沿道の景観保全及び環境美化を推進するため、沿道景観保全地区（沿道景観保全樹木を含む。）及び沿道環境美化地区を指定し、地区内の行為の届出指導等について規定

第2節 ごみゼロおおいた作戦の展開

第1項 ごみゼロおおいた作戦の推進状況

本県では、身近なごみ問題から温暖化問題といった地球規模に至るまでの環境課題の解決に向けて、平成15年度から「ごみゼロおおいた作戦」を展開している。

私たちのふるさと大分は、緑豊かな山野、大地を潤す水清らかな河川、変化に富んだ海岸等美しい自然に恵まれている。これらの美しい自然や快適な環境は、地域の環境を美しく保ち、快適な生活環境を確保しようとする県民及び事業者の日々の取組の積み重ねによって培われるものである。私たちは、この豊かな自然の恵沢が将来の世代においても享受できるよう、美しく快適な環境を守り、次の世代に確実に継承していく責務を有している。

そのためには、私たち一人ひとりが、ふるさとの美しく快適な環境がかけがえのない財産であることを深く認識し、身近な日常生活の中で環境美化の取組を実践するとともに、県、市町村、県民及び事業者が協働して、美観や清潔さを保持し、周辺的生活環境を損なわないよう配慮し、美しく快適な大分県づくりを推し進めていくことが極めて重要である。

ごみゼロおおいた作戦は、すべての県民が一体となって、県民総参加による環境美化や快適な生活環境の保全の運動を展開することにより、美しく快適な県土を守り育て、これを次代に引き継いでいくことを目指している。

ごみゼロおおいた作戦は、学識経験者や環境関係の団体、事業所、環境NPO法人等の役員及び公募委員で構成する「ごみゼロおおいた作戦県民会議（以下「県民会議」という。）」を中心に、県民の自由な発想や活動を引き出し、支えながら進めている。県民会議は、①環境保全に関して広く県民に実践行動を呼びかける、②県民宣言を採択

して県内全域に広報するとともに、ごみゼロおおいたキャンペーンを展開する、③県の環境施策全般に対し意見を提出する、といった役割を担っている。

また、県庁内には、各部に跨る環境行政全般を一体的・総合的に推進するため、知事を本部長とする「ごみゼロおおいた作戦実施本部」を設置し、県民会議と緊密に連携しながら各般の環境施策を推進している。

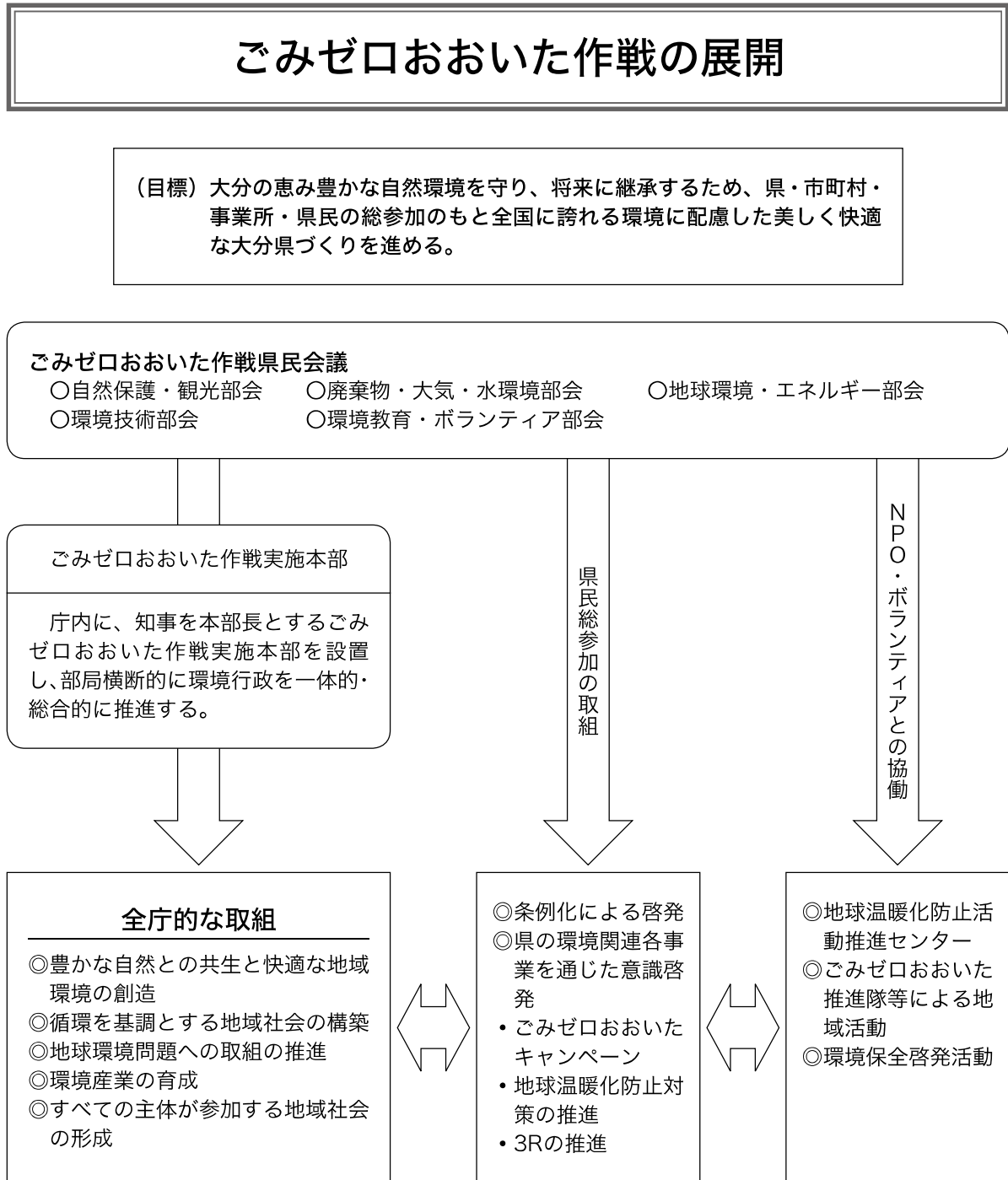
ごみゼロおおいた作戦は、平成17年10月に策定した大分県長期総合計画「安心・活力・発展プラン2005ーともに築こう大分の未来ー」において、分野横断的に集中的・重点的に取り組む8つの重点戦略の一つである「豊かな天然自然 磨き輝き戦略」に位置づけられ、これまで以上に取組を強化していくこととなった。この大分県長期総合計画の環境側面における部門計画として策定された「大分県新環境基本計画ーごみゼロおおいた推進基本プランー」に基づき、各般の環境施策を着実に推進することによって、『天然自然が輝く

恵み豊かで美しく快適なおおいた』の実現を目指している。平成19年9月には、「大分県新環境基本計画」の基本目標に合わせ、「ごみゼロおおいた作戦県民会議」に設置する専門部会8部会を5部会に統合した。また、平成24年3月には、「大分県新環境基本計画」の改訂を行い、基本目標の「環境産業の育成」を「環境・エネルギー産業の育成」に、「すべての主体が参加する地域社会の形成」を「すべての主体が参加する美しく快適な県作り」に変更した。（ごみゼロおおいた作戦の概念図は次の図2-1を参照）



ごみゼロおおいた作戦県民会議

図 2-1 ごみゼロおおいた作戦の概念図



県民及び事業者の自発的な活動はますます盛んになっている。

ごみゼロおおいた作戦の趣旨に賛同し、花いっぱい運動や清掃活動などの身近な取組を推進するとともに、ごみゼロおおいたキャンペーンに積極的に参加する「ごみゼロ隊」の登録団体は累計で1,919団体（平成25年10月末現在）にも及んでいる。また、廃棄物の減量化・リサイクルを促進し、循環型社会を形成するための活動に取り組む「ごみゼロおおいた推進隊」は累計で158団体に達し、ごみゼロおおいた作戦の牽引役として、廃食油の再利用や生ごみの堆肥化等の実践と普及活動を県内各地で実施している。

最近では、これらの個々の活動から、地域住民・企業・団体・行政等と連携して啓発イベントや一斉清掃活動を実施するなど、地域全体での取組へと拡がりをみせている。

第2項 今後の施策の方向性

平成25年度に10周年を迎えたごみゼロおおいた作戦は、本県の恵み豊かな天然自然を将来の世代にしっかりと引き継いでいこうとする県民の自発的な活動が原点となっていることから、今後も引き続き県下各地で盛んに行われている環境美化

等のボランティア活動を支援するとともに、その輪を広げていくために参加型の環境保全活動を実施し、県民総参加の県民運動として推進する。

また、農山漁村の持つ多面的機能の維持・再生、資源やエネルギーの効率的・循環的な利用の促進に努めるとともに、とりわけ喫緊の課題である地球温暖化対策や3Rの推進にも取り組み、環境に与える負荷を極力抑えた循環型社会づくりを推進する。

さらに、環境負荷の少ない製造技術やリサイクル技術の研究開発、地域資源を活用した新エネルギーや省エネルギーの取組を支援し、循環型環境産業を育成する。

第3項 主要な施策

大分県長期総合計画の実行にあたり設定された平成25年度の「おおいたプラン加速枠」事業のうち、ごみゼロおおいた作戦関連事業として実施される主な施策は表2-3のとおりである。（平成24年度に実施した108の環境関連事業および平成25年度に実施される110の環境関連事業は「第3部ごみゼロおおいた作戦環境関連事業の取組状況」を参照）

表2-3 平成25年度の「おおいたプラン加速枠」事業 ごみゼロおおいた作戦関連事業（単位：千円）

事業名	予算額	事業内容	担当課(室)
おおいたジオパーク推進事業	15,944	貴重な地形・地質を地域資源として活用するため、25年度の日本ジオパーク認定をめざす豊後小野市と姫島村の取組を支援する。	生活環境企画課
エネルギー産業参入促進事業	100,000	温泉熱発電など大分県の特徴ある再生可能エネルギーの導入を促進するため、県内金融機関が組成するファンドに出資する。	工業振興課
省エネルギー等導入総合支援事業	40,511	電気料金的大幅な値上げなどの電力不足を乗り切り、無理なく省エネを持続させていくため、中小企業等が行う省エネ、創エネ、蓄エネ設備の導入に対し助成する。また、省エネコーディネーターを配置し、省エネ投資につながる情報提供活動を行うほか、工場、ビル等における未利用エネルギーの利用可能性調査を行う。	工業振興課